　　日銀市第９５号

２０１９年６月２０日

担保差入金融機関等　御中

日本銀行

「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」の一部改正に関する件

　日本銀行では、金融調節の円滑な遂行の観点から、非公募地方債の適格性判定を原則として毎週実施することとしました。これに伴い「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」を別紙のとおり一部改正し、本年７月１日から実施することとしましたので、通知します。

　なお、６月２８日までに日本銀行本支店に提出された「適格性判定依頼書」については、その結果につき、依頼書を提出した日本銀行本支店経由で７月５日を目処にご連絡します。

以　　上

別紙

「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」中一部改正

○　Ⅴ．１．を横線のとおり改める。

## １．債券毎の適格性判定依頼

○　略（不変）

○　適格性判定をご希望される場合は、貴行（庫・社）の取引主要店（本店の場合は金融市場局市場企画課信用リスク管理グループ、支店の場合は営業課または総務課）に対し、債券種類毎の適格性判定依頼書等をご提出頂きます。金融市場局では、原則として毎週最終営業日（注）までに日本銀行本支店に提出された「適格性判定依頼書」をとりまとめ、適格性判定作業を実施します。その結果は依頼書を提出した日本銀行本支店経由で原則として依頼を締め切った週の翌週末を目処にご連絡します。

（注）~~ただし、非公募地方債の依頼は、月１回、当該月の最終営業日を含む週の最終営業日を締切りとします。~~

~~――~~　金融市場局では、債券の適格性判定依頼書の締切~~り~~日および適格債券の選定日（選定日の翌営業日から選定された債券が担保として利用可能）を以下のとおりとしています。なお、依頼書を提出する翌週に休日が含まれる場合には、依頼書締切日が週の最終営業日とならない点にご留意下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 週の営業日 | 選定日 | 依頼書締切~~り~~日 |
| ４営業日以上 | 週の最終営業日 | 当該選定日の５営業日前 |
| ３営業日以下 | 当該週は選定を行わない  （次に到来する選定日に選定） | ―― |

　以下略（不変）

○　Ｖ-１～Ｖ-５号書式の記入要領１．（９）を横線のとおり改める。

（９）同月・同年限の公募地方債の発行条件

・　本依頼書で適格性判定を依頼する債券と発行年月が同じで償還月の差が1年以内の公募地方債（発行体はここで依頼する債券の発行体と同一である必要はありません）の表面利率、発行価格、発行日を記入。

　――　記入頂く公募地方債については、依頼書締切日までに発行されている必要があります。

○　Ⅴ-１号書式を横線のとおり改める。

Ⅴ-１号書式

# 非　公　募　地　方　債　の　適　格　性　判　定　依　頼　書

略（不変）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 債券の名称 および回号 | 発行日 | ISINコード | 発行額 (百万円) | 表面利率 （％） | 発行価格 （円） | 償還日 | 償還期限 | | 同月・同年限の公募地方債の発行条件（注１） | | | ※日銀 使用欄 |
| 年 | 月 | 表面利率（％） | 発行価格（円） | 発行日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）「同月・同年限の公募地方債の発行条件」に記入する公募地方債については、依頼書締切日までに発行されている必要があります。

（注２）略（不変）